

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2024年3月21日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、移動タンク貯蔵所(トレーラー)について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設(トレーラー)に設置されている消火器について、標準設計使用期限を過ぎており、かつ適正に点検がされていないことから、速やかに交換すること。 現場確認の結果、所有するトレーラー2台のうち1台の消火器について、標準設計使用期限が2022年となっていたことを確認。 今後、当該消火器を交換および再発防止対策を検討。	G II	3月15日
2	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、廃油詰替所について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設の機械室について、常に整理すること。また、機械室には、現在作業中の資機材が仮置きされていたため、清掃を行うとともに、みだりに不要物品を置かないこと。 現場確認の結果、機械室に現在作業中の資機材が仮置きされていた。 今後、機械室の不要物品の移動、整理整頓および清掃を実施、また、再発防止対策を検討。	G II	3月15日
3	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、6号機タービン建屋主油タンク室について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設の照明が故障していることから、速やかに改修すること。 現場確認の結果、当該危険物施設の照明が故障していることを確認。 当該照明は交換済み。	G II	3月15日
4	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、雑固体焼却設備建屋および増設雑固体焼却設備建屋について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設に設置されている特定防火設備である防火戸について、自動閉鎖しない箇所があることから、改善するとともに、定期的に点検を実施し適宜修繕すること。 現場確認の結果、雑固体焼却設備建屋の防火戸(焼却炉室)については、扉枠のラッチ受け金物が浮いていたため、修理を実施し自動閉鎖することを確認済み。 また、増設雑固体焼却設備建屋の防火戸については、現在、建屋内エアバランスが崩れていることから、今後、空調機ダンプの復旧状況をみて対応。	G II	3月15日
5	【双葉消防本部立入検査における指摘について】 2024年3月6日、7日に双葉消防本部の立入検査が行われ、電気品(危険物)倉庫について、以下の指摘を受けた。 当該危険物施設の屋外に設置してあるCO ₂ 消火設備・ダンパーの復旧スイッチの表示が不明瞭なため改修すること。 現場確認の結果、当該ダンパーの復旧スイッチの表示が不明瞭であることを確認。 今後、当該ダンパー復旧スイッチ表示を交換予定。	G II	3月15日
6	【共用プールエリアの天井クレーンの操作範囲逸脱について】 当社社員が、共用プールエリアの天井クレーンの試運転において、北側キャスクピットから主巻フックを南側へ移動させたところ、可動範囲外の使用済燃料プール側へ走行が可能(操作範囲逸脱)であることを確認。 現場を確認したところ、走行用のリミットスイッチがずれていることを確認したことから、リミットスイッチのずれにより可動範囲外まで走行出来たものと推定。 当該リミットスイッチのずれを修正済み。	G III	3月18日
7	【ユニック車接触によるコンテナ破損について】 協力企業社員が、構内作業場において廃棄物の積み下ろし作業終了後、ブームを格納せず車両を発進させたところ、エリア内に積まれていた1m ³ コンテナにブームが接触しコンテナ側面が破損。 収納物のダンボール類の一部が飛び出したが、当該コンテナは低線量であり周囲および人への影響はない。 破損したコンテナの収納物については、別コンテナへの移し替え済み。 今後、再発防止対策を検討。	G III	3月18日